



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・法務五)

○特別振替機関の監督に関する命令及び加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・法務・財務四)

〔省 令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令(総務一四八)

○無線局運用規則の一部を改正する省令(同一四九)

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同一五〇)

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令(財務八四)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同八五)

○船舶設備規程等の一部を改正する省令(国土交通一〇一)

〔告 示〕

○型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件(総務七〇一)

○船舶長距離識別追跡装置を備えることを要しない船舶を定める件(同七〇二)

○船舶長距離識別追跡装置の要件を定める件(同七〇三)

○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件(同七〇四)

○電波法第三十五条の規定による措置をとることを要しない無線設備を定める件の一部を改正する件(同七〇五)

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く)を定める件の一部を改正する件(同七〇六)

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件(同七〇七)

○無線従事者の長期型養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件(同七〇八)

○船舶局無線従事者証明に係る訓練要領を定める件の一部を改正する件(同七〇九)

○船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同七一〇)

○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同七一)

○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件(同七一)

○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件(外務六六八)

○国家公務員共済組合法施行規則第六十二条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件(財務三六六)

○航海用具の基準を定める告示及び航海に関する記録を定める告示の一部を改正する件(国土交通一五〇一)

○道路に関する件(東北地方整備局一九四、一九五)

○道路に関する件(中部地方整備局二二三)

○道路に関する件(近畿地方整備局一八五)

○都市計画に関する件(同一八六)

○道路に関する件(四国地方整備局一〇七)

○河川に関する件(九州地方整備局一四〇、一四四)

〔資 料〕

四半期別GDP速報(二次速報)(平成二十年七月九月期)(内閣府)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失、外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

九

八

六

五

四

三

三

二

三

三

三

三

三

三

九

六

四

三

三

三

八

七

七

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第291条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第290条 第1項(第48条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は別紙様式2によるものとする。

第294条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為を罰するほか、その法人に対し、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第291条(第5号を除く。) 2億円以下の罰金刑

特別振替機関の監督に関する命令(平成14年内閣府・財務省・財務省令第1号) 抜粋  
(立入検査の証明書)

第199条 法第20条第2項の規定により特別振替機関の営業所に対して立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員にあっては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成4年大蔵省令第9号)第1項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあっては別紙様式1によるものとし、財務省の職員にあっては別紙様式2によるものとする。

(加入者保護信託に関する命令の一部改正)

第二条 加入者保護信託に関する命令(平成十四年内閣府  
財務省令第四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「又は寄附行為」を削る。

附則  
この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。ただし、第一条中特別振替機関の監督に関する命令第八條第二項第六号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

省 令

○総務省令第四百十八号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第八條第一項第三号、第三十三條、第三十四條及び第三十九條第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十年十二月二十二日  
電波法施行規則の一部を改正する省令  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
第六條の五第三号中「第二十條に定める第七A表の本文に規定する船舶局識別及び海岸局識別」を「第十九條に規定する海上移動業務識別、船舶局選択呼出番号及び海岸局識別番号」に改め、同條第四号を削る。

総務大臣 鳩山 邦夫

第二十八條中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であつて国際航海に従事するもの及び総トン数三〇〇トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの(総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局の無線設備には、第一項及び第二項の機器のほか、船舶長距離識別追跡装置(海上保安庁に対して自船の識別及び位置(その取得日時を含む。)に係る情報を自動的に伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。)を備えなければならない。ただし、第一項及び第二項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

第二十八條の二第二項中「前條第六項」を「前條第七項」に改める。  
第三十三條の二第二項第一号中「第四十七條又は付録第十三号」を「又は第四十七條」に、「同規則第四十七條又は付録第十三号」を「同規則第四十七條」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條の五第三号及び第三十三條の二第一項の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この省令による改正後の施行規則第二十八條第六項の無線設備のうち、平成二十年十二月三十日以前に建造に着手された船舶に設置するものには、同項の規定にかかわらず、平成二十年十二月三十一日以降に行われる法第十條第一項の検査の日又は平成二十年十二月三十一日以降最初に行われる法第七十三條第一項の検査の日のいずれか早い日までの間は、船舶長距離識別追跡装置を備えることを要しない。

○総務省令第四百十九号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十年十二月二十二日  
無線局運用規則の一部を改正する省令  
無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
第六條第四項中「インマルサット」を「インマルサット」に、「第二十八條第七項」を「第二十八條第九項」に改める。  
第四十條の二を次のように改める。  
(船舶自動識別装置等の常時動作)

第四十條の二 施行規則第二十八條第一項の規定により船舶自動識別装置を備えなければならない義務船舶局又は同條第六項に規定する船舶長距離識別追跡装置を備える無線局は、これらの無線局のある船舶の航行中常時、これらの装置を動作させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 航行情報の保護を規定する国際的な取決め、規則又は基準がある場合
- 二 船舶の責任者が当該船舶の安全の確保に関し、航海情報を秘匿する必要があると特に認める場合

2 前項第二号の規定により船舶長距離識別追跡装置の動作を停止する時間は、必要最小限でなければならない。

3 第一項第二号の規定により船舶長距離識別追跡装置の動作を停止した場合は、その装置を備える船舶の責任者は、遅滞なくその旨を海上保安庁に通報しなければならない。

4 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を海上保安庁へ通報しなければならない。

5 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。

- 一 各局
- 二 こちらは
- 三 遭難警報を送信した船舶の船名
- 四 自局の呼出符号又は呼出名称
- 五 海上移動業務識別
- 六 遭難警報取消し
- 七 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること）

6 船舶局は、前項に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、当該取消しの通報を行った周波数によつて聴守しなければならない。

第七十八条の二第三項中「第三十六条の二第一項第八号」を「第三十六条の二第一項第七号」に改める。

第二百六十二条第二項中「開設する人工衛星局と」の下に「対地静止衛星の軌道と異なる軌道の一を加え、無線通信に係る距離が対地静止衛星の軌道と地表面との距離よりも遠い」を「他の人工衛星局と地球の地表面との最短距離が対地静止衛星に開設する人工衛星局と地球の地表面との最短距離を超える」に、「は、地球の赤道面との最小の」を「と当該人工衛星局と対地静止衛星の軌道上の任意の点とを結ぶ直線との間でなす」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十条の二の改正規定 平成二十年十二月三十一日
- 二 第七十五条に三項を加える改正規定 平成二十一年一月一日

○総務省令第五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十二日

総務大臣 鳩山 邦夫

無線局免許手続規則の一部を改正する省令  
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二号第三の2の様式中「法第33条」を「法第33条及び第35条」に改める。  
別表第二号第三の3の様式を次のように改める。

3 3 枚目

		21 無線局の区別		※ 整理番号	
22 無線設備の設置場所	フリガナ			23 停泊港コード	24 主たる停泊港
	船名				
	英文				
25 船舶の所有者		<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		26 船舶の運行者	
27 船舶の用途コード		28 総トン数		29 旅客定員コード	
31 国際航海従事		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		32 電気通信業務の取扱範囲	
		<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際		33 航行する海域コード	
34 航行区域又は従業制限コード					
35 船舶番号又は漁船登録番号		36 信号符号			
37 加入海岸局		正加入		準加入	
38 施行規則第28条第2項の無線設備等		局種コード		無線設備の名称	
				コード[ ]	
39 施行規則第28条第3項の無線設備等		局種コード		無線設備の名称	
40 施行規則第28条第6項の無線設備等		局種コード		無線設備の名称	
41 法第33条及び第35条関連（義務船舶局の場合に限る。）		(1) 法第33条の規定により備えなければならない受信機等		(2) 法第35条の措置	
		<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機[英文 (518kHz)] <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機[和文 (424kHz)] <input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[超短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[中短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[中短波帯及び短波帯] <input type="checkbox"/> 無線航法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備 型名 [ ] 識別番号 [ ] 免許の番号 [ ]		<input type="checkbox"/> 法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 型名 [ ] 識別番号 [ ] 免許の番号 [ ] <input type="checkbox"/> その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） [ ] <input type="checkbox"/> 法第35条第2号の措置 ( <input type="checkbox"/> 他の者への委託 ) <input type="checkbox"/> 法第35条第3号の措置	
42 備考					

別表第二号第三の注1の表1の項中「41」を「41、42」に改め、同表2の項中「41の欄」を「42の欄」に改め、同第3の注31中「(注)に於ける船舶に設置してある船舶地球局を運用する場合は、国際とする(こと)」を削り、同第3の注38中「39の欄」を「39の欄及び40の欄」に改め、同第3の注39中「40の欄」を「41の欄」に改め、同注(2)中「第28条第6項」を「第28条第9項」に改め、同第3の注40中「41の欄」を「42の欄」に改める。

別表第二号の二第5の注24(4)ア中「第28条第3項、第4項及び第6項」を「第28条第7項、第8項及び第10項」に改め、同(4)ウ中「第28条第5項」を「第28条第9項」に改める。

附則

別表第二号の二第6の2の様式中「SVD.R」を「VDR」に改める。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

○財務省令第八十四号

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十二日 財務大臣 中川 昭一

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令

(国債規則の一部改正)

第一条 国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「親権者、後见人、保佐人、夫」を「法定代理人」に、「提出スヘシ」を「提出スベシ」に改め、同条第二項中「親権者」を「法定代理人」に、「届出ツベシ」を「届出ツベシ」に改める。

第四十六条ノ二第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第六十八条中「第百二十九条」を「第二百七十八条」に改める。

(日本銀行国債事務取扱規程等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

- 一 日本銀行国債事務取扱規程(大正十一年大蔵省令第三十二号)第十一条第三項
- 二 租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第三条の十八第四項第三号、第四条第八項、第十九条の四第四項、第十九条の五第一項及び第三項第二号並びに第二十二條の十九の二
- 三 国家公務員共済組合法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第五十四号)第十条第一項第二号

- 四 日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令(昭和四十一年大蔵省令第四十四号)第一条第三項
- 五 財政融資資金出納及び計算整理規則(昭和四十九年大蔵省令第二十二号)第三十七條第三項
- 六 日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則(昭和四十九年大蔵省令第二十三号)第二条第一項第二号
- 七 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和四十九年大蔵省令第四十二号)第五条の三第二項
- 八 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第三条第二項
- 九 政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)第五条第一項第三号
- 十 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)第八条第二項第四号
- 十一 政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令(平成十四年財務省令第六十四号)附則第二項
- 十二 振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令(平成十四年財務省令第六十五号)第一条
- 十三 政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令(平成十四年財務省令第六十七号)第一条
- 十四 個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第二条
- 十五 日本銀行供託振替国債取扱規程(平成十四年財務省令第七十号)第一条
- 十六 国債の買入消却に関する省令(平成十五年財務省令第二号)附則第二条第一項
- 十七 物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第一条及び第三条(相続税法施行規則の一部改正)

第三条 相続税法施行規則(昭和二十五年大蔵省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号を次のように改める。

一 有価証券 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 登録国債 国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)の規定により担保の登録をした旨の同令第四十一条(登録済通知書の交付)に規定する登録済通知書

ロ 振替株式等(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項第十二号から第二十一号まで(定義)に掲げる株式その他の有価証券で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。)担保となる当該振替株式等の銘柄、数量及び金額を記載した書類

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 供託書の正本

第二十条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号イ(1)中「第三号イ」を「第二号イ」に、「第四号イ」を「第三号イ」に改め、同号を同項第五号とする。

第二十条第六項中「第二項第三号から第五号まで及び第六号イ」を「第二項第二号から第四号まで及び第五号イ」に改める。

第二十三条第四号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

援助手引書第三巻

「キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達  
更若しくはは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始  
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of  
where applicable, date on which work for a conversion or  
modification of a major character was commenced. ....

「建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction.

引渡しの日

Date of delivery. ....

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable) . . . . .

All applicable dates shall be completed.

援助手引書第三巻  
Volume III

おいて正しいことを証明する。  
TIFY that this Record is correct in all respects  
所) . . . . . において発給した。

(Place of issue of the Record)

.....

..... (管海官庁 氏名) (印章)

用	途	建 造 年 月 日	.....
キールが据え付けられ た日又はこれと同様の 建造段階に達した日	建造契約が結ばれた日	.....	「注」1 交付・書換え・押 2 建造段階 3 氏名
.....	引 渡 し の 日	.....	.....

付・書換え・再交付」中不要の文字は抹消すること。と同様の建  
年月日の欄には、キールが据え付けられた日又はこれと同様の建  
に記載し、押印すること。代えて、署名することができる。」「  
再交付」中不要の文字は抹消すること。代えて、署名すること  
附 則 「注」1 2 氏名を記載し、

..... 4 船舶自動識別装  
Automatic iden-

..... 4.1 船舶自動識別装置  
Automatic identifi-

..... 4.2 船舶長距離識別追  
Long range identifi-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

..... 14 国際航空海上捜索  
IAMSAR Manu-

第一条 この省令は、平成二十年十二月三十一日（次条において「施行日」という。）から施行する。  
（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、第一条の規定による改正後の  
船舶設備規程第百四十六条の二十九の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に  
行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることとする。  
（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措  
置）

第三条 第三条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関す  
る省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書  
及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等に  
よる証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全  
設備証書及び貨物船安全証書とみなす。

告示

総務省告示第七百一十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（第十一条の五第二号の規定に基づき、  
昭和六十一年郵政省告示第二百一十号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の  
機器を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
三 施行規則第二十八号に規定する船舶長距離識別追跡装置の機器  
○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（第二十八号第六項の規定に基づき、  
船舶長距離識別追跡装置を備えることを要しない船舶を次のとおり定める。  
平成二十年十二月二十二日  
一 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）（第一条第二項第一号及び第二号の船  
二 海上保安庁が所有し又は運航する船舶  
三 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）（第五条に規定する船舶

（発給の日）  
.....  
（Date of issue）

○総務省告示第七百三十三号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八條第六項の規定に基づき、船舶長距離離別追跡装置の要件を次のとおり定める。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

- 1 船舶長距離離別追跡情報(船舶の識別及び位置(その取得日時を含む。))に係る情報をいう。以下同じ。)を自動的に六時間(海上保安庁が遠隔制御により十五分以上六時間未満の時間を設定する場合)にあっては、その時間(ここに送信することができるとは異なること。ただし、船舶が運航していない状態にある場合は、この限りでない。)
- 2 送信される船舶の位置情報は、前回の送信から十五分以上経過した後取得したものであること。
- 3 衛星無線航法装置からの測位情報を一万分の一分の単位で処理することができること。
- 4 代替電源により動作させることができるものであること。
- 5 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国から国際海事機関に船舶長距離離別追跡システムを運用する者として通知された者により、次に掲げる要件に適合していることが認められたものであること。

- (1) 船舶長距離離別追跡情報を十五分間隔で四十八回連続した送信を三回行い、海上保安庁においてそれぞれ四十八回中四回以上船舶長距離離別追跡情報の受信がされること。
- (2) 船舶長距離離別追跡情報を六〇分間隔で十二回連続した送信を三回行い、海上保安庁においてそれぞれ十二回中十回以上船舶長距離離別追跡情報の受信がされること。
- (3) 船舶長距離離別追跡情報を十五分以上の間隔で三回連続して送信を行い、海上保安庁において三回すべて船舶長距離離別追跡情報の受信がされること。

○総務省告示第七百四十四号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八條第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

表以外の部分中「第28条第9項」を「第28条第10項」に改める。  
表注6中「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改め、同表注11中「同条第5項」を「同条第7項」に改め、同表注12及び注13中「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改める。  
○総務省告示第七百五十五号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十九條第二号の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百十三号(電波法第三十五条の規定による措置をとることを要しない無線設備を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

第二項中「同条第六項及び第九項」を「同条第七項及び第十項」に改める。  
○総務省告示第七百六十六号  
無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第二号第3及び別表第二号の三第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。))を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

表の欄中「第28条第3項」の次に「及び第6項」を加える。  
別表第八号の表中「第28条第6項」を「第28条第7項」に改める。  
○総務省告示第七百七十七号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一條第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第百五十三号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

別表第一号2の表中  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一條第二項第四号の規定に基づき、平成八年郵政省告示第五十八号(無線従事者の長期型養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

別表第一号2の表中	無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一條第二項第四号の規定に基づき、平成八年郵政省告示第五十八号(無線従事者の長期型養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正する。										

○総務省告示第七百八十八号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一條第二項第四号の規定に基づき、平成八年郵政省告示第五十八号(無線従事者の長期型養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

別表第一号1の表中											

○総務省告示第七百九十九号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六十一條第五号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第百八十一号(船舶局無線従事者証明に係る訓練要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

別表第一号学科の項中											

○総務省告示第七百七十九号  
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十條の五第一項第三号及び第二項の規定に基づき、平成二年郵政省告示第百六十七号(船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

別図第一号の注4中「緊急識別」の次に「(第28条第6条の5第3号に該当する海上移動業務識別のうち、緊急識別)において使用するものをいう。以下同じ。」「を「緊急識別」の次に「(海上移動業務識別のうち、緊急識別)において使用するものをいう。以下同じ。」を加える。  
○総務省告示第七百七十一号  
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五條の二第一項第五号及び第二項第五号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第百二十五号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二十二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

第一項第四号中「海上識別数字及び船舶局識別」を「船舶局識別(施行規則第六條の五第三号に規定する海上移動業務識別のうち、船舶において使用するものをいう。以下同じ。)」に改める。

○総務省告示第七百十二号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号(海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める性)の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十二日

総務大臣 鳩山 邦夫

1の(3)を次のように改める。

(3) 26,175kHz以上30,005kHz未満の周波数

使用電波の型式及び周波数 (kHz)					
呼出し、応答及び準備信号の送信			そ の 他		
A 2 D又はA 3 E	H 3 E	J 3 E	A 2 D又はA 3 E	H 3 E	J 3 E
26,760	26,760(2)		26,760	26,760(2)	
26,768	26,768(2)		26,768	26,768(2)	
26,776	26,776(2)		26,776	26,776(2)	
26,824			26,824		
26,832	26,832(2)		26,832	26,832(2)	
26,840	26,840(2)		26,840	26,840(2)	
26,848	26,848(2)		26,848	26,848(2)	
26,856	26,856(2)		26,856	26,856(2)	
26,864	26,864(2)		26,864	26,864(2)	
26,872	26,872(2)		26,872	26,872(2)	
26,880	26,880(2)		26,880	26,880(2)	
26,888	26,888(2)		26,888	26,888(2)	
26,896	26,896(2)		26,896	26,896(2)	
26,912	26,912(2)		26,912	26,912(2)	
26,920	26,920(2)		26,920	26,920(2)	
26,928	26,928(2)		26,928	26,928(2)	
26,936	26,936(2)		26,936	26,936(2)	
26,944	26,944(2)		26,944	26,944(2)	
		26,958.5(1)			26,958.5(1)
		27,026.5(2)			27,026.5(2)
		27,054.5(2)			27,054.5(2)
		27,058.5(2)			27,058.5(2)
		27,166.5(2)			27,166.5(2)
		27,174.5(2)			27,174.5(2)
		27,178.5(1)			27,178.5(1)
		27,198.5(2)			27,198.5(2)
		27,202.5(2)			27,202.5(2)
		27,206.5(2)			27,206.5(2)
		27,210.5(2)			27,210.5(2)
		27,214.5(2)			27,214.5(2)

27,218.5(2)  
27,222.5(2)  
27,226.5(2)  
27,230.5(2)  
27,234.5(2)  
27,238.5(2)  
27,242.5(2)  
27,246.5(2)  
27,250.5(2)  
27,254.5(2)  
27,258.5(2)  
27,262.5(2)  
27,266.5(2)  
27,274.5(2)  
27,286.5(3)(4)  
27,290.5(3)(4)  
27,294.5(3)(4)  
27,298.5(3)(4)  
27,302.5(3)(4)  
27,306.5(3)(4)  
27,310.5(2)  
27,318.5(2)  
27,326.5(2)  
27,334.5(2)  
27,338.5(2)  
27,342.5(2)  
27,346.5(2)  
27,350.5(2)  
27,354.5(2)  
27,358.5(2)  
27,362.5(2)  
27,366.5(2)  
27,370.5(2)  
27,374.5(2)  
27,378.5(2)  
27,382.5(2)  
27,386.5(2)  
27,394.5(2)  
27,398.5(2)  
27,402.5(2)  
27,414.5(2)  
27,418.5(2)

27,218.5(2)  
27,222.5(2)  
27,226.5(2)  
27,230.5(2)  
27,234.5(2)  
27,238.5(2)  
27,242.5(2)  
27,246.5(2)  
27,250.5(2)  
27,254.5(2)  
27,258.5(2)  
27,262.5(2)  
27,266.5(2)  
27,274.5(2)  
27,286.5(3)(4)  
27,290.5(3)(4)  
27,294.5(3)(4)  
27,298.5(3)(4)  
27,302.5(3)(4)  
27,306.5(3)(4)  
27,310.5(2)  
27,318.5(2)  
27,326.5(2)  
27,334.5(2)  
27,338.5(2)  
27,342.5(2)  
27,346.5(2)  
27,350.5(2)  
27,354.5(2)  
27,358.5(2)  
27,362.5(2)  
27,366.5(2)  
27,370.5(2)  
27,374.5(2)  
27,378.5(2)  
27,382.5(2)  
27,386.5(2)  
27,394.5(2)  
27,398.5(2)  
27,402.5(2)  
27,414.5(2)  
27,418.5(2)

27,524	27,524			27,422.5(2)
27,532	27,532(2)			27,426.5(2)
27,540	27,540(2)			27,434.5(2)
27,548	27,548(2)			27,442.5(2)
27,556	27,556(2)			27,454.5(2)
27,564(3)(5)				27,458.5(2)
27,572	27,572(2)			27,462.5(2)
27,580	27,580			27,466.5(2)
27,628				27,470.5(2)
27,636	27,636(2)			27,478.5(2)
27,644	27,644(2)			
27,652	27,652(2)			
27,660	27,660(2)			
27,668	27,668(2)			
27,676				
27,724	27,724(2)			
27,732	27,732(2)			
27,740	27,740(2)			
27,748	27,748(2)			
27,756	27,756(2)			
27,764	27,764(2)			
27,772	27,772(2)			
27,780	27,780(2)			
	27,820(3)(6)			
27,828	27,828(2)			
27,836	27,836(2)			
27,852	27,852(2)			
27,860				
	27,867(3)(6)			
27,884	27,884(2)			
27,892	27,892(2)			
27,908	27,908(2)			

27,916	27,916(2)			27,916	27,916(2)
27,924(3)(4)				27,924(3)(4)	
27,932	27,932(2)			27,932	27,932(2)
27,940	27,940(2)			27,940	27,940(2)
27,956	27,956(2)			27,956	27,956(2)
27,964	27,964(2)			27,964	27,964(2)
27,972(3)(4)				27,972(3)(4)	
27,980	27,980(2)			27,980	27,980(2)
27,988	27,988(2)			27,988	27,988(2)

- 注1 (1)は、船舶局相互間において日本周辺海域で通信を行う場合に限る。  
 2 (2)は、海上保安庁所属船舶局が漁業用の無線局と通信を行う場合に限る。  
 3 (3)は、日本周辺海域において使用する場合に限る。  
 4 (4)は、この周波数を使用する海岸局と通信を行う場合に限る。  
 5 (5)は、スポーツ及びレジャー用船舶局が免許人加入団体所属の無線局と通信を行う場合に限る。  
 6 (6)は、海上保安庁所属の無線局相互間において通信を行う場合に限る。

○外務省告示第六百六十八号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条の規定に従い、次のように修正され、当該修正は、平成二十二年一月一日に効力を生じ、平成二十二年一月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。

(平成二十年七月二十九日付け及び同年十一月二日付け世界知的財産機関事務局長文書)  
 平成二十年十二月二十二日 外務大臣 中曽根弘文  
 一 第四十五規則の次に第四十五規則の二として次のように加える。  
 第四十五規則の二 補充国際調査

45の2.1 補充調査請求

- (a) 出願人は、優先日から十九箇月を経過する前にいつでも、国際出願について<sup>45の2.9</sup>の規定に基づき補充国際調査を管轄する国際調査機関が補充国際調査を行うことを請求することができる。その請求は、二以上の当該国際調査機関について行うことができる。
- (b) (a)の規定に基づく請求(「補充調査請求」)については、国際事務局に対して行うものとし、その請求書には、次の事項を記載する。
- (i) 出願人及び、該当する場合には、代理人の氏名又は名称及びあて名、発明の名称、国際出願日並びに国際出願番号
- (ii) 補充国際調査を行うことを請求される国際調査機関(補充調査のために指定された機関)
- (iii) 国際出願が当該国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、<sup>12.3</sup>又は<sup>12.4</sup>の規定に基づき受理官庁に提出された翻訳文を補充国際調査の基礎とするか否か。
- (c) 補充調査請求書には、該当する場合には、次のものを添付する。
- (i) 国際出願がされた言語又は、該当する場合には、<sup>12.3</sup>又は<sup>12.4</sup>の規定に基づき提出された翻訳文の言語のいずれもが補充調査のために指定された機関が認める言語でない場合には、当該機関が認める言語による国際出願の翻訳文
- (ii) 補充調査のために指定された機関が要求する場合には、望ましくは、実施細則に定める基準を満たす電子形式による配列リストの写し